

事務事業の概要・計画（PLAN）

事務事業名	〔620〕（市民税・諸税）賦課事務		会計名称	一般会計		担当課	税務課		
			予算科目	2 款 2 項 2 目	事業番号	9705	所属長名	大山真理	
事業評価の有無	☐ 評価対象事業 ☒ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	橘かつら		
法令根拠等	地方税法、伊予市税条例					実施期間	【開始】	令和／平成 17 年度	
総合計画での位置付け	参画協働推進都市の創造						【終了】	令和	年度(予定)
	効率的で透明性の高い行財政運営								■ 設定なし
総合計画における本事業の役割	各種事業を実施するための財源となる税金を、市民に公平に負担してもらうため、適正な課税処理を実施する。								
事業の対象	市民、納税義務者			事業の目的		各税の申告書や届出書等の受付と審査を行い、適正な税額を算定して、納税義務者へ通知する。税制度と納税への理解が得られるよう、できるだけわかりやすく制度の周知を行い、収納率向上につながる賦課事務を効率的に実施する。			
事業の内容（整備内容）	個人市民税、法人市民税、軽自動車税について申告書や届出書等の受付、審査を行い、税額を決定し、納税義務者へ通知する。			評価事業としないこととした理由		税賦課事務にかかる経費の支出であり、評価になじまないため。			

事業活動の内容・成果（DO）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）						
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	2年度予定	9月末の実績	2年度実績
財源内訳	直接事業費	16,962	18,791	322	0	0	17,189	個人市県民税賦課処理件数	件	33772	34000	32775	33908
	国庫支出金	0	0	322	0	0	169						
	県支出金	0	0	0	0	0	0	法人市民税申告処理件数	件	1171	1100	663	1172
	地方債	0	0	0	0	0	0						
	その他	2,596	2,379	0	0	0	2,493						
	一般財源	14,366	16,412	0	0	0	14,527	軽自動車税賦課処理件数	件	28873	28000	25415	28545
職員の人工（にんく）数		5.90	5.90				5.90						
1人工当たりの人件費単価		7,992	7,812				7,812						
※ 直接事業費＋人件費		64,115	64,882				63,280						
主な実施主体		直接実施（会計年度任用職員1ヶ月間1人を含む）		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		なし				0			
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	5年間の合計		
						20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000		

事務事業評価（CHECK）

自己判定（担当責任者）	事業の成果	税制改正と複雑化する課税事務に対応するため、職員間での情報共有及び確認作業を徹底し適正な賦課を遂行することができた。					
一次判定	事業の方向性	☒ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する		判断の理由	法定業務のため。		

二次判定	☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
	☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 納付書発送業務について、他の自治体の取り組みを参考にするなど、作業の効率化、正確性向上に向け検討すること。		
	☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
	☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
	☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
	☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申 外部評価	答申の内容
--------------------	----------------------

今後の方向性（ACTION）

経営者会議 の最終判断	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	